

平成 30 年度分国保保険税額及び標準保険料率の第 1 回算定結果について

平成 29 年 11 月 29 日

国保医療課

1 算定の目的

平成 30 年度以降の新しい国民健康保険制度においては、県も市町村とともに保険者となり、国保財政運営の責任主体として、国保運営に中心的な役割を担うこととされている。

新制度においては、県が市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の決定及び標準保険料率の算定を行うこととなり、各市町村はこれらを参考に保険税率を決定する仕組みとなる。

今回、新制度に向けた準備のため、国が示すガイドライン及び係数に基づき、平成 30 年度の国保保険税額及び標準保険料率の算定を行ったもの。

2 算定の主な前提条件

- (1) 新制度を前提とする。
- (2) 平成 30 年度からの国保の財政基盤強化のための公費拡充（全国で 1,700 億円規模）のうち、1,500 億円を反映。
- (3) 国普通調整交付金及び前期高齢者交付金等は、市町村単位から都道府県単位での算定に変更。
- (4) 平成 30 年度の診療報酬改定は未定のため考慮していない。

3 激変緩和の実施

新制度においては市町村別の納付金の仕組みの導入、国の交付金等が市町村から県に交付される等の変更が行われる。市町村ごとの納付金額を算定する際に、所得水準、被保険者数や世帯数及び年齢調整後医療費水準を反映させ、納付金額を按分する。これにより、一部の市町村では被保険者の負担が上昇するため、国の交付金や県の法定繰入金を活用して激変緩和を行う。

4 算定結果の概要

(1) 算定結果

大分県の一人当たり保険税平均額（年額）【医療分・後期高齢者分・介護分合算】

平成 28 年度 実績 (現行制度) ①	平成 30 年度 推計 (現行制度) ②	平成 30 年度 算定 (新制度) 【激変緩和前】 ③	平成 30 年度 算定 (新制度) 【激変緩和後】 ④	比較 ④－①
125,010 円	132,250 円	128,868 円	127,816 円	2,806 円

※決算補填目的の法定外一般会計繰入等を行わなかった場合

平成 30 年度算定（新制度）【激変緩和後】④と平成 28 年度実績（現行制度）①の比較

2,806 円 (2.24%)

}	内訳	ア	自然増減	②－①	7,240 円 (5.79%)
		イ	公費拡充等	③－②	▲3,382 円 (▲2.58%)
		ウ	激変緩和	④－③	▲1,052 円 (▲0.82%)

(2) 一人当たり保険税額が増加した主な要因

自然増による保険税額の増加額が、公費拡充等と激変緩和による減少額を上回ったこと。

ア 自然増減：平成 30 年度の県全体の医療費等について推計した結果、28 年度に比べ約 18.3 億円増加。

イ 公費拡充等：国による公費拡充分のうち本県分として約 15.2 億円を反映。

ウ 激変緩和：制度増となる市町村を対象に、約 5.6 億円規模の激変緩和を実施。

(3) 留意事項

ア 国のガイドラインに基づき算定した。

イ 平成 30 年度の県全体の医療費については、ガイドラインに基づき、平成 28 年度の医療費実績を基に、一人当たり診療費等の伸び率を用いて推計した。

ウ 国が示した係数に基づき平成 30 年度分の算定を行ったものである。今後、国は診療報酬改定等を反映した係数を示す予定であり、それに基づき改めて算定する。

エ 平成 30 年度分以降の保険税率は、県が算定する標準保険料率を参考に、各市町村が決定する。

オ 記載した税額は、あくまでも県全体の一人当たり平均額であり、実際の保険税額等は各市町村（各被保険者）によって異なる。

5 今後の予定

平成 30 年 1 月 平成 30 年度分納付金、標準保険料率の確定

(国が示す係数に基づき改めて算定)

6 添付資料

(1) 別紙 1：平成 30 年度分国保保険税額の第 1 回算定結果

平成 28 年度と平成 30 年度の一人当たり保険税額の比較

(2) 別紙 2：平成 30 年度分国保標準保険料率の第 1 回算定結果

現行税率（平成 29 年度）と標準保険料率の比較

(3) 別紙 3：国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法について

別紙1

平成30年度分国保保険税額の第1回算定結果
【平成28年度と平成30年度の一人当たり保険税額の比較】(年額)

【留意事項】
この算定結果は、国が示す仮係数に基づき、平成30年度分を算定したものの。

《医療分・後期分・介護分の合算》※決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行わなかった場合(一人当たり保険税必要額)

(単位:円)

市町村名	平成28年度実績 (現行制度) ①	平成30年度推計 (現行制度) ②	平成30年度算定 (新制度) 【激変緩和前】 ③	平成28年度実績と平成30年度算定の比較 ③-① (ア)			(エ)のうち制度増 に対する激変緩和 額 ④	平成30年度算定 (新制度) 【激変緩和後】 ⑤=③+④	比較 ⑥=⑤-① (オ)	
				うち自然増減 ②-①(イ) ②	うち公費拡充等 (ウ) ③	うち制度増減 (エ) ④				
大分市	128,862	136,139	139,110	10,248	7,277	▲ 1,768	4,739	▲ 4,739	134,371	5,509
別府市	114,011	121,051	111,860	▲ 2,151	7,040	▲ 3,695	▲ 5,496	3,286	115,146	1,135
中津市	118,540	125,467	121,006	2,466	6,927	▲ 4,010	▲ 451	4	121,010	2,470
日田市	128,932	136,388	129,263	331	7,456	▲ 3,395	▲ 3,730	2,231	131,494	2,562
佐伯市	131,774	139,323	125,307	▲ 6,467	7,549	▲ 3,674	▲ 10,342	6,182	131,489	▲ 285
臼杵市	124,959	132,567	122,229	▲ 2,730	7,608	▲ 4,003	▲ 6,335	3,642	125,871	912
津久見市	109,583	116,135	122,506	12,923	6,552	▲ 7,982	14,353	▲ 14,353	108,153	▲ 1,430
竹田市	144,845	153,145	141,225	▲ 3,620	8,300	▲ 3,784	▲ 8,136	4,864	146,089	1,244
豊後高田市	120,439	127,492	125,252	4,813	7,053	▲ 4,795	2,555	▲ 2,589	122,663	2,224
杵築市	128,617	135,977	123,929	▲ 4,688	7,360	▲ 5,978	▲ 6,070	3,252	127,181	▲ 1,436
宇佐市	115,042	122,042	115,359	317	7,000	▲ 5,962	▲ 721	185	115,544	502
姫島村	100,411	106,536	97,321	▲ 3,090	6,125	▲ 2,381	▲ 6,834	3,259	100,580	169
日出町	119,583	126,512	127,372	7,789	6,929	▲ 7,441	8,301	▲ 8,301	119,071	▲ 512
九重町	128,058	135,417	135,345	7,287	7,359	▲ 2,724	2,652	▲ 2,652	132,693	4,635
玖珠町	129,310	136,787	133,572	4,262	7,477	▲ 4,467	1,252	▲ 1,252	132,320	3,010
豊後大野市	126,300	133,511	125,678	▲ 622	7,211	▲ 4,818	▲ 3,015	1,439	127,117	817
由布市	124,508	131,651	130,494	5,986	7,143	▲ 2,285	1,128	▲ 1,891	128,603	4,095
国東市	116,593	123,236	120,971	4,378	6,643	▲ 5,188	2,923	▲ 3,505	117,466	873
県平均	125,010	132,250	128,868	3,858	7,240	▲ 3,382	0	▲ 1,052	127,816	2,806

注1 一人当たり保険税必要額は、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行わなかった場合の額(本来の保険税額)

- ②は、①に、平成28年度から30年度にかけての一人当たり診療費等の増加見込額を基に算定した一人当たり保険税額の増加見込額を加算したものの。
- ③は、国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定(平成30年度の県全体の医療費については、平成28年度の医療費実績を基に、一人あたり診療費等の伸び率を用いて推計し、市町村ごとの納付金を算定のうえ、額を算定)。
- 平成28年度実績と平成30年度算定の比較③-①(ア)については、医療費等の自然増減(イ)と、国による公費拡充等(ウ)、制度増減(エ)の3つの要因がある。
なお、④の(エ)のうち制度増に対する激変緩和額については、国が示すガイドラインに基づき、制度増減(エ)が増加となる市町村を対象に、国の交付金や県の法定繰入金を活用し、医療分・後期高齢者分・介護分それぞれについて実施。このため、(エ)制度増減欄と④欄の激変緩和額が一致しない市町村がある。

別紙2

平成30年度分国保標準保険料率の第1回算定結果
【現行税率(平成29年度)と標準保険料率の比較】

【留意事項】
この算定結果は、国が示した仮係数に基づき平成30年度分を算定したものである。

《医療分・後期高齢者分・介護分合算》

市町村名	平成29年度現行税率① (一般会計繰入等あり)			平成30年度算定(新制度)【激変緩和後】					
				標準保険料率② (一般会計繰入等なし)			比較 ②-①		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	13.64	42,900	38,500	15.83	48,793	31,449	2.19	5,893	▲ 7,051
別府市	16.42	44,000	34,600	16.10	49,759	31,939	▲ 0.32	5,759	▲ 2,661
中津市	15.39	39,300	30,400	15.23	47,079	30,252	▲ 0.16	7,779	▲ 148
日田市	14.02	43,500	31,700	15.20	46,946	30,158	1.18	3,446	▲ 1,542
佐伯市	13.49	40,500	37,600	15.62	48,224	31,008	2.13	7,724	▲ 6,592
臼杵市	14.95	43,200	37,800	15.74	48,689	31,234	0.79	5,489	▲ 6,566
津久見市	14.98	42,900	33,800	13.87	42,425	27,720	▲ 1.11	▲ 475	▲ 6,080
竹田市	15.60	47,400	33,700	15.87	49,189	31,442	0.27	1,789	▲ 2,258
豊後高田市	14.75	41,900	32,200	14.76	45,551	29,321	0.01	3,651	▲ 2,879
杵築市	15.80	41,500	33,200	16.22	50,118	32,186	0.42	8,618	▲ 1,014
宇佐市	14.71	38,800	28,100	14.16	43,926	28,052	▲ 0.55	5,126	▲ 48
姫島村	7.92	27,000	22,200	12.87	40,028	25,506	4.95	13,028	3,306
日出町	13.40	37,400	32,600	14.68	45,267	29,165	1.28	7,867	▲ 3,435
九重町	14.40	41,500	35,600	14.78	45,526	29,348	0.38	4,026	▲ 6,252
玖珠町	14.95	45,100	38,300	15.27	47,081	30,344	0.32	1,981	▲ 7,956
豊後大野市	16.80	41,400	32,000	16.58	51,225	32,918	▲ 0.22	9,825	918
由布市	13.85	34,500	31,500	15.91	49,252	31,546	2.06	14,752	46
国東市	14.70	38,000	37,600	14.72	45,611	29,177	0.02	7,611	▲ 8,423

注1 ①は、各市町村の平成29年度の実際の保険税率

2 ①には、姫島村の資産割は含んでいない。(資産割:42.70%)

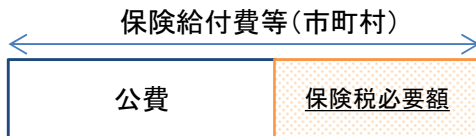
3 ②は、別紙1の平成30年度第1回算定(新制度)【激変緩和後】⑤の額を基に、国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定したものである。

4 標準保険料率は、市町村が必要な保険税額を確保するために目安となる水準として、国が示すガイドラインに基づき算出したものである。
また、実際の保険税率は、各市町村が標準保険料率を参考に決定するため、標準保険料率とは異なる場合がある。

現行

各市町村が保険税率を算定

- ・各市町村は医療費等の推計をもとに、保険給付費等を算定
- ・算定した保険給付費等から公費（国庫負担金等）を差し引いた保険税必要額に基づき保険税率を算定

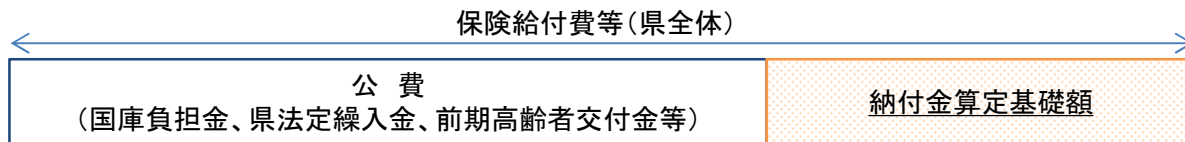


制度改革後

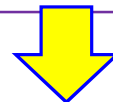
1

県が県全体の納付金算定基礎額（納付金必要額）を算定

- ・県全体の保険給付費等から県への公費（国庫負担金等）を除算し、納付金算定基礎額を算定



納付金算定基礎額を各市町村の医療費水準、所得水準等に基づき按分して負担を求める



2

市町村ごとの納付金額を算定

(1) ① 応能部分：市町村の所得水準の反映

所得が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる（支払う能力が大きい）

② 応益部分：市町村の被保険者数と世帯数の割合の反映

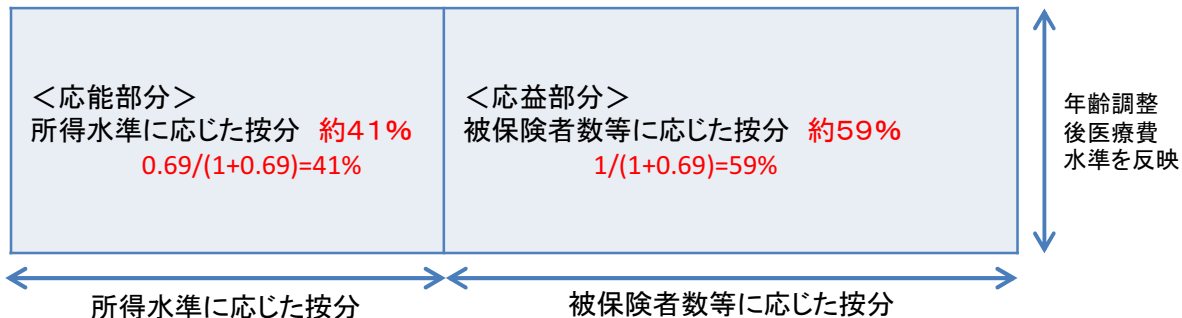
被保険者数等が多い市町村には、多くの納付金額を割り当てる（支払う人数が多い）

(2) 市町村の年齢調整後医療費水準の反映（医療分のみ）

医療費が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる（費用が多くかかっている）

(3) 応能部分・応益部分と医療費水準に応じて按分

◎市町村ごとの納付金シェアの求め方（下図の面積） ※全国を1とした場合の大分県の所得水準＝0.69



国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法について（2）

国保事業費納付金の算定

標準保険料率の算定

① 県全体保険給付費等の推計

② 市町村ごとの納付金額の決定

③ 保険税必要額・標準保険料率の算定

